

医第3141号
令和5年12月6日

各関係団体会長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度に係る令和5年度定期報告について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、本県では、医療法第6条の3に基づき、すべての病院、診療所又は助産所の管理者から医療機能情報を報告していただき、当該報告内容を県民等への検索ホームページ等により提供しておりますが、このたび、制度の運用が全国統一システムへ移行することに伴い、令和6年1月から医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告していただくこととなりました。

また、各施設の管理者は、医療機能情報の基本情報以外について、年1回以上の定期的な報告（定期報告）を都道府県知事に行うこととされていることから、次のスケジュールにより令和5年度定期報告の依頼を各施設に対して行う予定ですので、ご承知おきください。

▶令和5年度定期報告に係るスケジュール

- ・定期報告期間
令和6年1月5日（金）から令和6年2月29日（木）まで
- ・令和5年度定期報告内容公表
令和6年4月1日（月）より全国統一システムにて公表予定

※詳細につきましては、本県HPをご確認くださいませようお願いします。

○本県HP「【重要】医療法に基づく報告（医療機能情報提供制度）について（医療施設関係者向け案内）」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f4581/index.html>

問合せ先
法人指導グループ 本村
電話（045）210-1111 内線4870